

[公開草案]

「金融商品に関する会計基準（案）」

-
- 法人名：中央大学
 - 部 署：
 - 役 職：学生
 - 名 前：伊香賀 照宏
 - 電話番号：
 - メールアドレス：
-

■コメント：

満期保有目的債券の償却原価法適用に関して

基準本文16項但書において、「取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額と『しなければならない。』」と償却原価法が強制される表現とされている。

一方、これに対応する結論の背景69項においては、「...満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、『原則として』、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした。」とされており、例外を許容するかのような表現となっている。

これでは、本文と結論の背景の両者が対応しないので、『原則として』と必要ないのではないのでしょうか？